

## 診療体制のお知らせ

4月末から5月にかけての10連休中の当診療所の診療体制は以下ようになります。ご了承ください。

日	月	火	水	木	金	土
					4/26 通常診療	27 午前のみ
28 休診	29 昭和の日 休診	30 通常診療	5/1 通常診療	2 通常診療	3 憲法記念日 休診	4 みどりの日 休診
5 こどもの日 休診	6 振替休日 休診	7 通常診療				

※曜日により診療時間が異なりますのでご注意ください

共立診療所さるはし

所長 石原秀文